別紙－1

総合評価方式（特別簡易型） 落札者決定基準

福祉保健部　和歌山県立こころの医療センター

工　事　名	令和7年度　和こセ　第1号　　こころの医療センター管理棟空調設備改修工事
工 事 場 所	有田郡有田川町庄地内
予 定 価 格	58，280，000 円（税抜き）
工 事 概 要	こころの医療センター管理棟の空調設備改修工事　（構造）鉄筋コンクリート造　一部鉄骨造　（階数）地上4階、地下1階　（延べ面積）16,677㎡
各評価項目の選定理由	当該工事は、小規模であり技術的な工夫の余地が少ないため、特別簡易型での一般的項目を評価項目に選定した。

	評価項目	評価内容		評価基準	配点	得点	備考
価格以外の評価点	配置予定技術者の能力	(1)過去4年間の工事成績の平均値		①75点以上	1.0	／ 1.0	※配置予定技術者が主任（監理）技術者又は特例監理技術者として担当した契約額が1，500万円以上の工事を対象とする。 ※主任（監理）技術者又は特例監理技術者として担当した対象工事がない場合は、主任技術者に成り得る資格を有し、現場代理人又は監理技術者補佐として担当した契約額が1，500万円以上の工事を対象とする。 ※県発注工事の実績を有しない場合は、近畿地方整備局発注（管内事務所発注含む）の和歌山県において施工された工事を対象とする。 ※対象となる工事成績がない場合は、65点とする。
				②55点以上75点未満 1.0×（工事成績の平均値−65.0）／10.0	1.0 〜 −1.0		
				③55点未満	−1.0		
		(2)主任（監理）技術者の保有する資格		①1級管工事施工管理技士または技術士	1.0	／ 1.0	※技術士は、機械（流体工学又は熱工学）部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（流体工学、熱力学又は衛生工学）に対して評価する。
				②2級管工事施工管理技士	0.5		
				③上記以外	0.0		
		(3)継続教育（CPD）の取り組み状況		①当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に関する建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	1.0	／ 1.0	※建設系継続教育は「建設系CPD協議会に加盟し、推奨単位を設定している団体」とする。 ※当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格は、国家資格等の取得のみで当該工事の主任（監理）技術者と成り得る資格に限る。
				②建設系継続教育の証明あり（各団体推奨単位以上の取得）	0.5		
				③なし	0.0		
		小　計				／ 3.0	
	地域貢献	(1)本店の有無		①工事箇所と同一の建設部管内に本店を有する	1.0	／ 1.0	
				②上記以外	0.0		
		(2)大規模災害時の協定締結		①あり	1.0	／ 1.0	
				②なし	0.0		
		(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品、リサイクル製品	①過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が5件以上あり	1.0	／ 1.0	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。 ※「過去1年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去1年以内を対象とする。
				①同　2件以上5件未満	0.5		
				②過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価（2.93点以上）のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	1.0		
				③仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0		
				④上記①②③以外	0.0		
			県内開発建設技術	⑤過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	0.1	／ 0.1	※「過去3年間」とは、工事成績評定結果通知書の発行日が入札書を提出した日から起算して過去3年以内を対象とする。
				⑥「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1		
				⑦上記⑤⑥以外	0.0		
		小　計				／ 3.1	
	合　計					／ 6.1	

標準点（基礎点）	100点	
加　算　点	換算は行わない	
技 術 評 価 点	標準点(基礎点)＋加算点	
評　価　値	（技術評価点／入札価格(千円)）×10^5	

※
・評価値は、小数第5位を四捨五入し、4位止めとする。
・過去4年間の工事成績の平均値は、小数第1位を切り捨て整数止めとする。
・本店の有無で、本店とは主たる営業所（建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所をいう。）をいう。

・「大規模災害時の協定締結」は、特に当該工事に関連した取組みを評価するものとし、評価の基準は下記のとおりとする。
1)入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は“①あり”とし、加点評価する。
・入札参加資格認定において管工事業の「大規模災害時の応急対策業務取組」項目で加点(40)されている者
・入札参加資格認定において管工事業の当該項目で加点(40)されていない者であっても、和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準に規定する入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書において管工事業の当該項目の取組みがあると確認できる者
2)入札参加資格認定において管工事業の当該項目で加点(40)されている者であっても、入札書提出日時点において、次のいずれかの要件に該当する者は”②なし”とし、評価しない。
・「災害応急対策協力者名簿」から削除されている者
・管工事業の当該項目で加点(40)されない内容の入札参加資格総合点数再算定申請書又は定期審査の申請書の提出を行っている者